平成２８年（フ）第２９４号
福岡市東区若宮４丁目11番９号
債務者　船越　周二
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５０号
福岡市東区東浜１丁目11番１―301号
債務者　王　　白麗（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１１号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844―14英彦山病院内、住民票上の住所福岡市東区西戸崎３丁目７番33号
債務者　永野　雄太
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目37番地１
債務者　宮田　純滋
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６６号
福岡市博多区諸岡６丁目12番17―208号
債務者　野田　公弘
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄６丁目９番地　ベスタ那珂川602号
債務者　古川　裕基
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９１号
福岡市中央区警固１丁目１番15号
債務者　川崎みち子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９７号
福岡市早良区南庄３丁目24番12―106号
債務者　高山　裕行
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県大牟田市宮山町８番地１
債務者　小島　秀雄
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１７８０号
大阪市淀川区野中北１丁目２番33号　アメニティ新大阪４番館　２Ｇ号
債務者　山本ふみ代
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４２号
大阪府吹田市五月が丘北23番43号（405）
債務者　小川　貴之（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２１号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号コーポ有楽３　206号
債務者　天白　　尚
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７号
静岡市葵区竜南１丁目14番30―402号
債務者　村山　則征
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４号
岡山市中区東川原366番地１プレジール東川原102
債務者　西岡　一壽
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３号
釧路市阿寒町布伏内22線北42番地36　Ｂ３―003
債務者　小野　良三
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５号
栃木県真岡市久下田1490番地
債務者　岡庭　一統
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係